

定 款

一般社団法人 福島県歯科衛生士会

一般社団法人福島県歯科衛生士会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人福島県歯科衛生士会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を福島県福島市仲間町6番6号福島県歯科医師会館内に置く。

(目的)

第3条 本会は、歯科衛生士の資質の向上と倫理の高揚を図るとともに、口腔衛生の普及啓発並びに口腔の保健・医療・福祉の向上に関する事業を行い、もって県民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 歯科衛生士の資質の向上及び倫理の高揚に関する研修会、講習会等の開催
- (2) 口腔衛生に関する普及啓発事業
- (3) 口腔保健医療福祉に関する調査研究事業
- (4) 会誌、会報等の発行
- (5) 口腔保健に関する関係機関・団体等との協力連携事業
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員

(会員の資格)

第6条 本会の社員（以下「会員」という。）となる資格は、歯科衛生士法（昭和23年法律204号）第3条に基づく歯科衛生士の免許を受けたものでなければならない。

(入会)

第7条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を代表理事（以下「会長」という。）に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会員の権利)

第8条 会員は、第4条に規定する本会の目的達成に寄与する研究又は調査の結果を本会に報告し、発表することができる。

2 会員は、本会の発行する会誌、その他の印刷物の配布を受け、又は購入することができる。

3 会員は、本会の事業に関して意見を述べることができる。

(会員の義務)

第9条 会員は、入会金を納めるほか、本会の所定の会費及び負担金を本会に支払う義務を負う。入会金、会費及び負担金の賦課及び徴収の方法については、社員総会（以下「総会」という。）で定める。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によってその者を除名することができる。ただし、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対して、文書によってその旨を通知しなければならない。

(退会)

第11条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、退会するものとする。

(1) 退会届を提出したとき。

(2) 当該会員が死亡したとき。

(3) 歯科衛生士の免許を取り消されたとき。

(4) 除名されたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 本会は、会員が退会しても、既納の会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 役員等

(種別及び選任等)

第13条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 8名以上15名以内

うち 会長 1名

副会長 2名以上3名以内

(2) 監事 2名

2 理事及び監事は、総会において選任する。

3 理事及び監事は、本会の会員でなければならない。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

5 会長及び副会長は、理事会において選定する。

6 会長は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の代表理事とする。

(職務)

第14条 会長は、本会を代表し会務を総轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、会長の旨をうけて会務を分担執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の職務執行状況を監査すること。
 - (2) 本会の業務並びに財産、会計の状況を監査すること。
 - (3) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告すること。
 - (4) 前号の場合において必要であると認めるときは、会長に対し理事会の招集を請求すること。
 - (5) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査すること。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
 - (6) 理事会、総会に出席し、必要に応じて意見を述べること。
 - (7) その他、法人法その他の法令で定められている職務を行うこと。

(任期)

- 第15条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会（以下「通常総会」という。）の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 第13条第1項で定める役員員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任又は選定された役員が就任するまで、引き続きその職務を行う。

(役員解任)

- 第16条 理事の解任の決議は、総会において、総会員の議決権の過半数以上の多数をもって行う。
- 2 監事の解任の決議は、総会において、総会員の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。
 - 3 前2項に定める決議に先立ち、当該役員に対し、当該総会において弁明する機会を与えなければならない。
 - 4 会員が役員解任を目的事項とする総会の招集を請求するときは、総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員が連署をもって、その目的である事項及び招集の理由を記載した書面を会長に提出しなければならない。

(顧問)

- 第17条 本会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の決議を経

て、会長が委嘱する。

- 3 顧問は、会長の諮問にこたえ、又は会長の要請に応じて、総会又は理事会に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。

第4章 総会

(種別)

第18条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(権限)

第19条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 定款の変更
- (3) 事業報告及び収支決算の承認
- (4) 入会金及び会費の額
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 理事会において総会に付議した事項
- (7) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第20条 通常総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会員の5分の1以上から、総会の目的たる事項及び招集の理由を示した書面をもって、会長に対し請求があったとき。
- (2) 理事会が必要と認めたとき。

(招集)

第21条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議を経て会長が招集する。

2 総会を招集するには、会員に対し法人法第38条第1項第3号又は第4号に掲げる場合を除き、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までにその通知を発しなければならない。

3 会長は、前条第2項第1号の規定に基づく請求があったときは、その日から6週間以内の日を開催日とする臨時総会を招集しなければならない。

(議長)

第22条 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選出する。

(議決権)

第23条 会員は、各1個の議決権を有する。

2 会員は、他の会員1名を代理人として議決権を行使することができる。ただし、その場合には委任状を総会ごとに提出しなければならない。

(総会の決議)

第24条 総会の決議は、法令又は定款に別に定めがある場合を除き、総会員の議決権の2分の1以上を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、第10条第1項の除名の決議、第16条第2項の監事の解任の決議及びその他法人法第49条第2項で定める決議（ただし、法人法第148条第3号の解散に関する決議を除く。）は、総会員の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

3 前2項の規定にかかわらず、法人法第148条第3号の解散に関する決議は、総会員の議決権の4分の3以上の多数をもって行う。

(議事録)

第25条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 会員の現在数
- (3) 総会に出席した会員の数（代理人による議決権行使者を含む）
- (4) 決議事項
- (5) 議事の経過の要領及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、出席した会員の中から、その総会において選出された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(設置)

第26条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第27条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会で決議した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 会長が必要と認めた事項
- (4) その他総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第28条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事から、会議の目的たる事項を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第4号に基づき、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第29条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

- 2 理事会の招集は、開催日の1週間前までに各理事及び各監事にその通知を発して行う。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開くことができる。

(議長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の氏名
 - (4) 決議事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
- 2 議事録には、理事会に出席した会長及び監事が、これに記名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第33条 本会の資産は次の各号をもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費及び入会金
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第34条 本会の資産は、会長が管理するものとし、その方法は会長が理事会の決議を経て定める。

(経費の支弁)

第35条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第36条 本会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度の開始前に会長が作成し、理事会の決議を経て総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、

会長は理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第37条 本会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度の終了後に会長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書を作成し、監事の監査を受け理事会の承認を経た上で、通常総会の承認を得なければならない。

2 本会は、前項の総会終了後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(余剰金の分配の禁止)

第38条 本会は、会員への余剰金の分配は行わない。

2 決算上、余剰金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業・会計年度)

第39条 本会の事業・会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会において総会員の議決権の3分の2以上の多数による決議を経なければ、変更することはできない。

(解散)

第41条 本会は、総会において総会員の議決権の4分の3以上の決議により、解散することができる。

(残余財産の処分)

第42条 本会が解散等により、清算するとき有する残余財産は、総会の決議を経て、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人、又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

第8章 委員会

(委員会)

第43条 本会は、事業の円滑な遂行を図るために、理事会の決議を経て委員会を置くことができる。

2 委員会の構成、任務及び運営に関しては、理事会の決議により別に定める。

第9章 支部

(支部)

第44条 本会は、目的を達成するために支部を置くこととする。

2 会員は、すべていずれかの支部に所属するものとする。

- 3 支部設置に関し必要な事項は、総会の決議を経る。
- 4 支部は、支部活動及び収支決算について、会長に報告しなければならない。

第10章 事務局

(事務局)

第45条 本会の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局の構成、任務その他必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(書類及び帳簿の備え置き)

第46条 事務局には、次に掲げる書類及び帳簿を常に備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 役員名簿
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める総会及び理事会の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び貸借対照表等の計算書類
- (9) 前項の監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

第11章 個人情報の保護

(個人情報の保護)

第47条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に、万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 雑 則

(委任)

第48条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、本会成立の日から施行する。
- 2 本会の最初の事業年度は、本会成立の日から平成23年3月31日までとする。